

「ぐんま食育応援企業」登録制度実施要領

（目的）

第1 この制度は、群馬県（以下「県」という。）の進める「食育」に賛同し、食育推進活動に積極的に取り組んでいる企業を「ぐんま食育応援企業」として登録し、企業と県民、行政等が連携して食育活動を行うことによって、地域における食育活動のさらなる推進を図ることを目的とする。

（登録対象企業）

第2 登録対象企業は、次の各号いずれにも該当する企業・団体（以下「企業等」という。）とする。

- （1）県の進める「食育」に賛同し、第6に掲げるいずれかの食育活動を行う企業等。
- （2）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（登録）

第3 「ぐんま食育応援企業」に登録を希望する企業等は、「ぐんま食育応援企業」登録申請書（別記様式第1号）を群馬県知事（以下「知事」という。）あてに提出するものとする。

2 知事は、登録申請書を受理したときは、活動内容を確認し、適当と認めた場合は、当該企業等を「ぐんま食育応援企業」として登録する。

3 知事は、登録した企業等（以下「登録企業」という。）に対し、「ぐんま食育応援企業」登録証（別記様式第2号）を交付する。

（登録期間）

第4 登録期間は、3年間とする。ただし、新規登録企業は、登録の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第5 登録期間終了後も登録の継続を希望する登録企業は、登録期間終了年度の2月末日までに第3第1項の手続きを行うものとする。

2 登録更新に伴い知事が行う手続きは、第3第2項及び第3項の規定に準じる。

（登録企業の役割）

第6 登録企業は次に掲げるいずれかの食育活動に取り組むこととする。

（1）群馬県内の事業所等において、従業員やその家族に対し、次に掲げるア～ウの食育活動を行う。

ア 生活習慣病の予防及び改善につながる食育への取組

（従業員食堂等における栄養・食生活支援、健康管理部門と連携した食生活指導等）

イ 地産地消に関する啓発事業

（従業員食堂等における県産農産物を主たる食材としたメニュー提供等）

ウ 食育に関する家庭教育を応援するための職場環境づくり

（家族で一緒に食事をとるための定時退社日の提唱等）

（2）群馬県内の事業所等において、県民に対し、次に掲げるア～ウの取組を行う。

ア 食品関連事業施設への見学者の受入れ

（食の生産や食品の製造、流通、販売等を行う施設等への見学者の受入れ）

イ 商品やサービスなどの企業活動を通じた地産地消への取組

（県産農産物等を主原料とした商品の製造・加工・販売等）

ウ 広告、配布冊子等による食育啓発の取組

（3）群馬県内の食育団体、行政等が行う食育活動に対し、次に掲げるア～エの支援を行う。

- ア 講師の派遣
(講師として従業員等を派遣)
 - イ 食育に必要な物の提供
(商品、県産農産物、広報資料等の提供)
 - ウ 施設の提供
(食育活動に係るイベント等への調理場、会議室等の提供)
 - エ イベントへの参加・協力
(食育活動に係るイベントへの参加等)
- (4) その他、(1)～(3)に該当しない食育活動。

(報告)

第7 登録企業は、知事から求めがあった場合には、食育活動の状況を報告するものとする。

(登録企業に対する県の支援)

第8 県は、登録企業に対し、次の支援を行う。

- (1) 県ホームページにおいて、登録企業の名称、所在地、取組内容を掲載。
- (2) 「ぐんま食育応援企業」ロゴマークの利用資格付与。
(「ぐんま食育応援企業」ロゴマークの利用申請手続 要)
- (3) 「いただきますの日」ロゴマークの利用資格付与。
(「いただきますの日」ロゴマークの利用申請手続 要)
- (4) その他、登録企業が行う食育活動に対し、県が必要と認める支援。

(経費)

第9 登録にあたり、入会金、会費は徴収しない。ただし、食育活動に要する経費については、登録企業が負担する。

(登録事項の変更)

第10 登録事項等に変更が生じた場合は、登録企業は「ぐんま食育応援企業」登録事項変更届(別記様式第3号)を知事あて提出するものとする。

(登録の取消し)

第11 次の場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録企業が、第6の取組を行わなくなったとき
- (2) 登録企業が、暴力団員等であることが判明したとき
- (3) 登録企業に、法令違反等、登録に相応しくない事由が発生したとき
- (4) 登録企業から、辞退の申し出があったとき

2 登録を辞退する登録企業は、「ぐんま食育応援企業」登録取消申請書(別記様式第4号)を知事あて提出するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

2 企業等との食育連携事業取扱要領(平成21年7月1日制定)は同日付をもって廃止する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月13日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。